

資料 1

2 議題

(1) 【下水道事業】

1. 経営戦略の投資・財政計画について
2. 下水道ビジョンについて

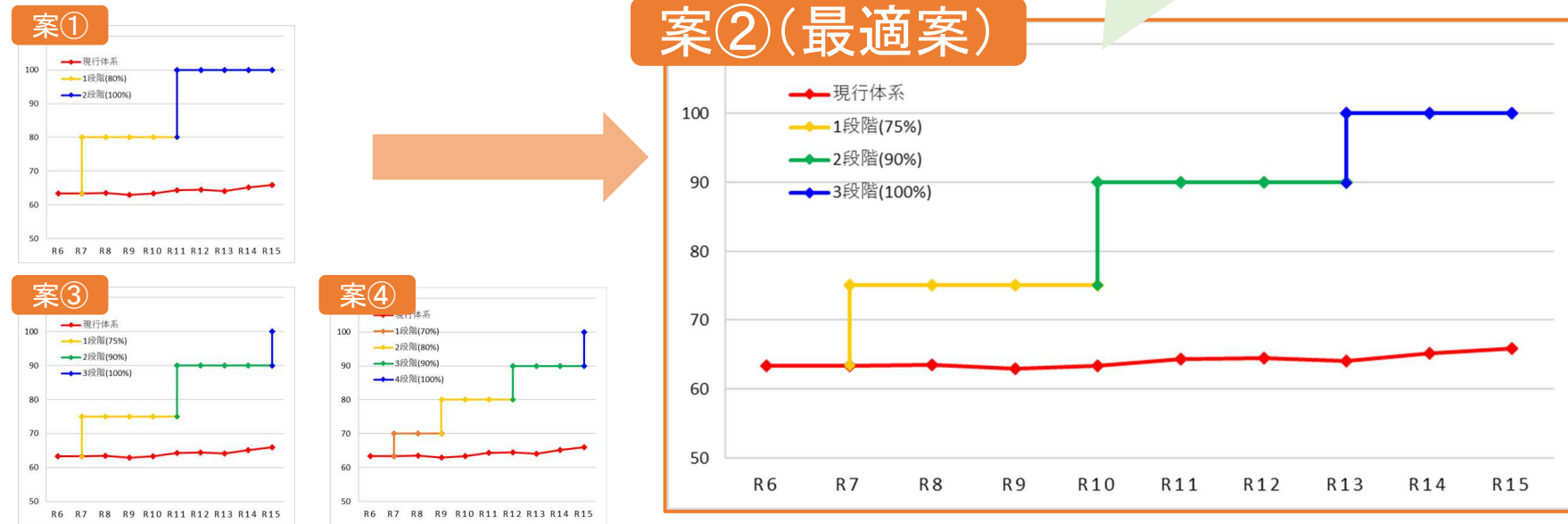
1. 経営戦略の投資・財政計画について 前回の審議会について

下水道使用料の見直しの必要性がある

○経費回収率は現行の使用料体系では65%前後で推移する見込み。

○経費回収率を100%にするためには使用料単価を約1.5倍にする必要がある。

各段階での改定率を低く抑え、各改定の期間を3年間程度とすることで市民生活への影響を考慮しつつ、経営戦略の計画期間内においてできるだけ早期に経費回収率100%を目指す案②とする。



1段階目: 基本使用料の増額による経営安定化を優先して実施

基本使用料割合が全国平均である30%以上となるよう、900円/2ヶ月(税抜)から1,400円/2ヶ月(税抜)への改定を実施することを提示した。

2段階目以降: 改定の間隔は3年間程度とし、従量使用料を含めた見直しを検討予定

従量使用料を含めた改定を実施する計画とする。その際には小口・大口それぞれの使用者への影響、経営安定化の観点、その他改定時における状況を把握したうえで、適切な料金体系となるよう慎重に検討する必要がある。

1. 経営戦略の投資・財政計画について

1.1 前回資料の補足

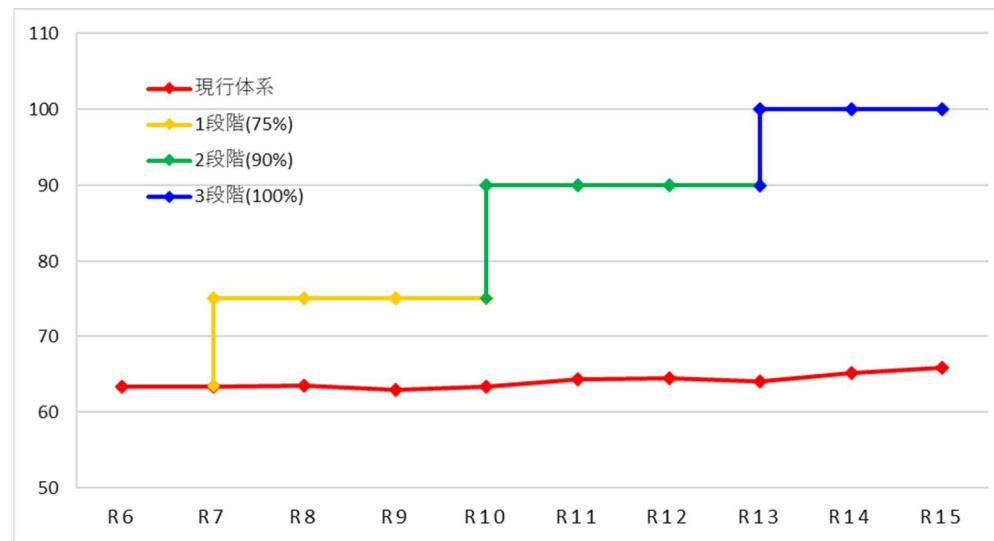
1.2 投資・財政計画

1.1 前回資料の補足

段階的改定

安城市の案

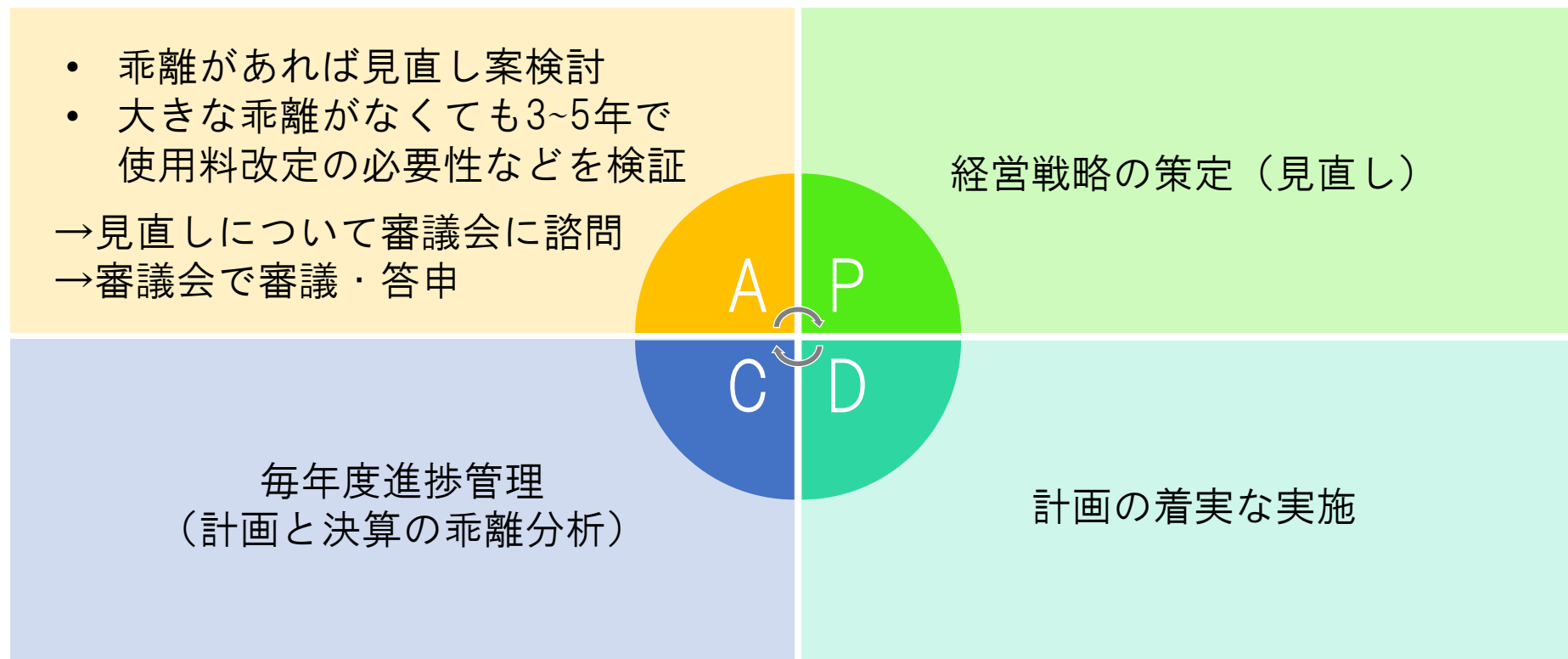
市民生活への影響を考慮しつつ、計画的に経費回収率の向上を図るため、**3段階で改定を行う**計画とする。1段階目の改定は令和7年度を予定し、改定の間隔は3年間程度とする。



→より早く(2段階)で実施してもよいのではないか

→状況に応じて見直しができる余地を残した方がよいのではないか

経営戦略の進捗管理(PDCAサイクル)



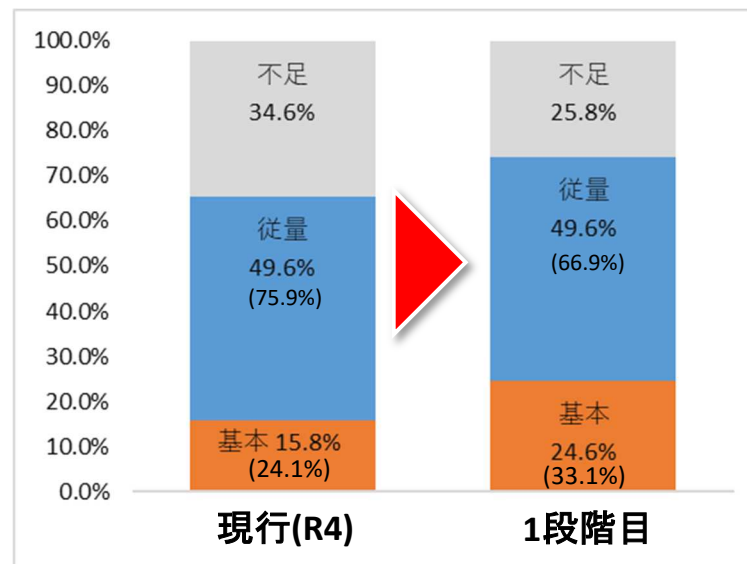
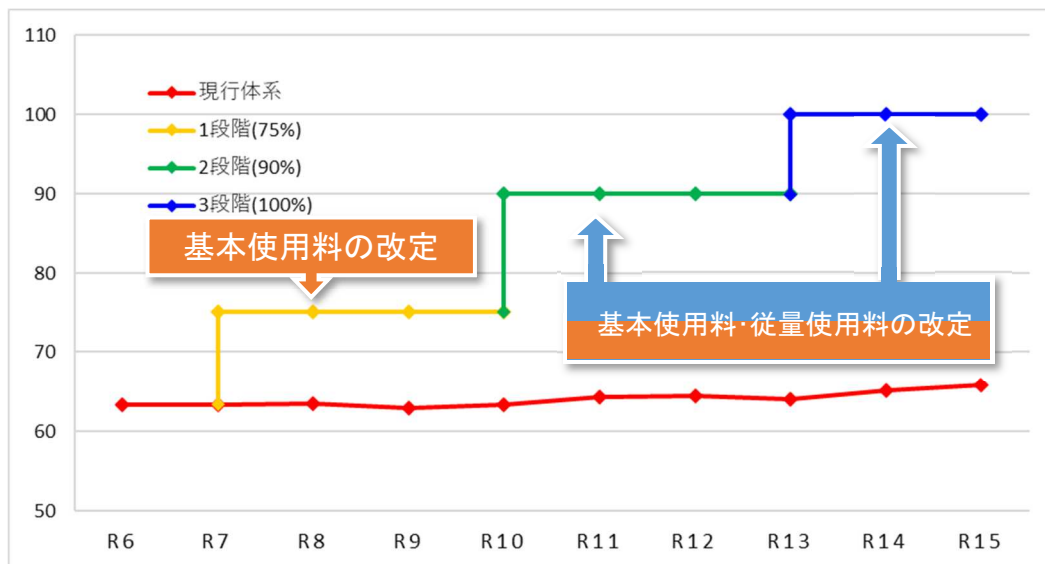
「経営戦略」は、策定して終わりではなく、まずは、計画の着実な実施を行っていく。毎年度の進捗管理（計画と決算の乖離分析）、3~5年毎の検証や評価、そして改定を行っていくというPDCAサイクルを導入して確立させる必要がある。

→ 2段階目以降の使用料体系を決めていく過程で、状況に応じて計画の見直しを行うことは可能。

基本使用料

安城市の案

使用料収入における基本使用料の割合が非常に低く、不安定な料金体系となっているため、**1段階目の改定においては基本使用料の増額**による経営安定化を優先して実施する。そのために、まずは基本使用料割合が全国平均である30%以上となるよう、**900円/2ヶ月(税抜)から1,400円/2ヶ月(税抜)への改定**を実施する。

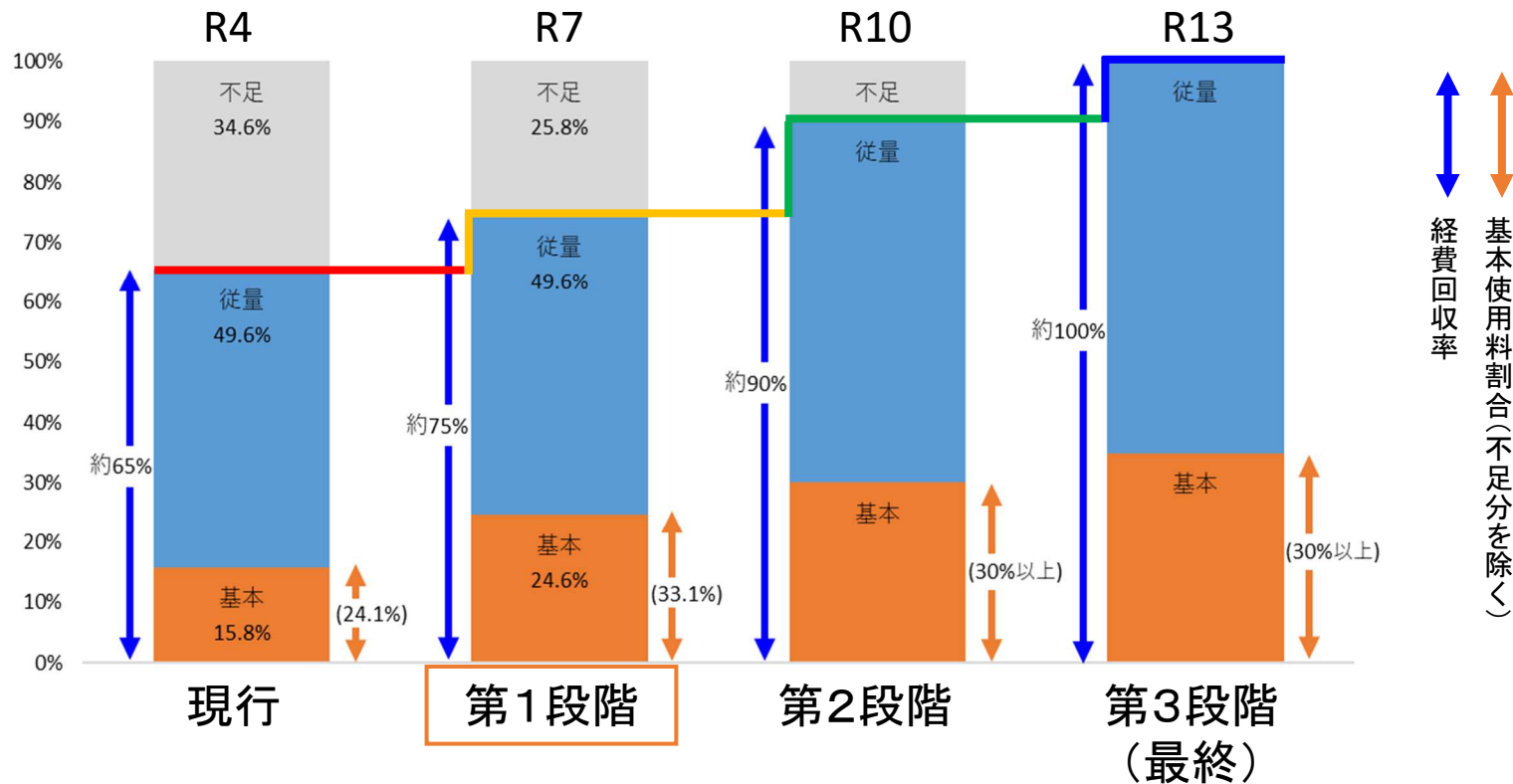


※括弧内は不足分を除いた割合

→最終目標の使用料体系を想定した上で第1段階目の改定を行うべきではないか。

→基本使用料に差をつける検討をしてもよいのではないか。

最終目標までのロードマップ



2段階目、3段階目の改定内容について、事前に使用水量区分ごとの使用料体系を想定することが望ましいが、現在、個別に協議を行っている大口使用者の接続の有無、新たな市街地整備による需要の変動、物価上昇、水道料金改定など不確定な要素が多くある。

- 1段階目の改定においては、基本使用料が非常に低く不安定な経営となっている安城市の状況を改善することを優先し、最終目標に至るまでに必須となる途中段階として、基本使用料の改定から実施することとする。
- 従量使用料を含めた使用料体系については、引き続き検討を行うこととし、2段階目、3段階目の改定を行う際に、その時の状況を踏まえて決定する。

基本使用料に差をつけることについて

水道料金の場合

- ① 量水器関係費などは量水器の口径の大小によりその経費に大きな差異がある。
- ② 水道施設規模が個々の使用者による需要の合計により決定されているため、小さい口径の場合と大きい口径の場合を定額均一で配賦することはできない。
- ③ 需要の特性を口径差で選別でき、客観的かつ明確に把握可能である。

「水道料金改定業務の手引き(公益社団法人 日本水道協会)」を要約

安城市の基本料金(水道)

| | | | | | | | |
|------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|----------|
| メーター口径 | 13mm | 20mm | 25mm | 40mm | 50mm | 75mm | 100mm |
| 基本料金 (2か月・税抜) | 1,200円 | 2,000円 | 5,000円 | 15,200円 | 24,400円 | 54,000円 | 100,000円 |



水道メーター(量水器)

下水道使用料の場合

- 上記①について、下水道は量水器を設置しないため量水器関係費は発生しない。
- 上記②、③について、下水道は量水器を設置しないため客観的な区分ができない。

経費回収率について

令和4年度実績の使用料単価は96.1円

経費回収率は65.4%



経費回収率100%を達成するためには、使用料単価96.1円を147.0円(約1.5倍)に上げることが必要

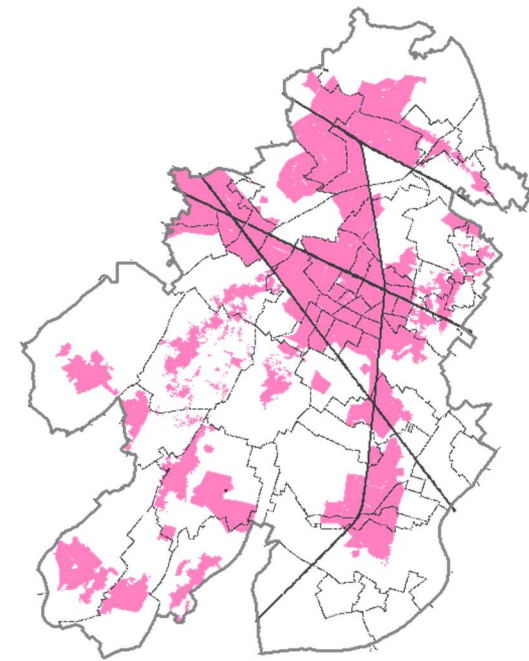
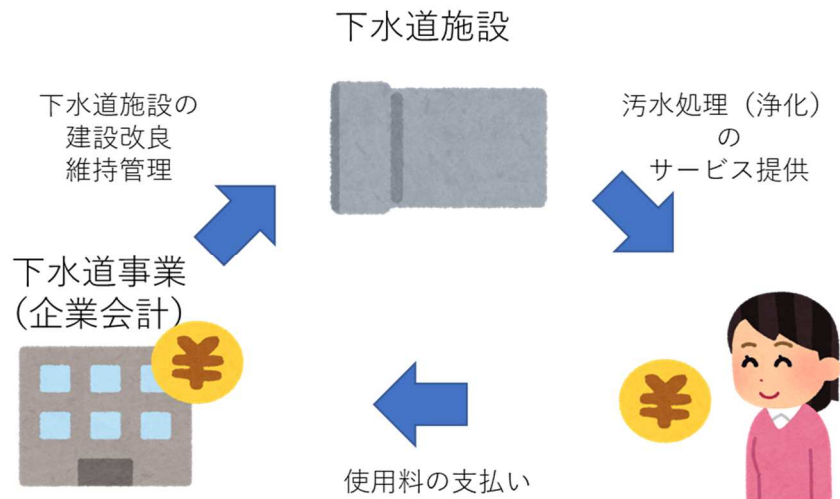
| | | |
|--------|-----|------------------------|
| 有収水量 | A | 15,210 千m ³ |
| 使用料収益 | B | 1,462 百万円 |
| 使用料単価 | B/A | 96.1 円/m ³ |
| 汚水処理費 | C | 2,235 百万円 |
| 汚水処理原価 | C/A | 147.0 円/m ³ |
| 経費回収率 | B/C | 65.4 % |

→行政が行うならある程度公費負担でもよいのではないか。

→段階的とは言え、経費回収率100%にするのは現実的なのか。

独立採算制の原則

下水道事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくという考え方（地方公営企業法、地方財政法に規定）



下水道の使える区域

○下水道は**市民全員**が使えるわけではない

→使用者が費用負担をすることが原則

○一般会計繰入金の**財源は税金**

→本来、市の他の施策に使えるはずの財源

独立採算制の原則の例外

地方公営企業法上、

- ① その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ② その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

等については、一般会計等が負担するものとされている。

→具体的なルールは、毎年度「繰出基準」として総務省が示している。

下水道事業における「基準内繰出(繰入)」の例

- 雨水処理に要する経費
- 分流式下水道等に要する経費 など

令和5年度の地方公営企業繰出金について

第8 下水道事業

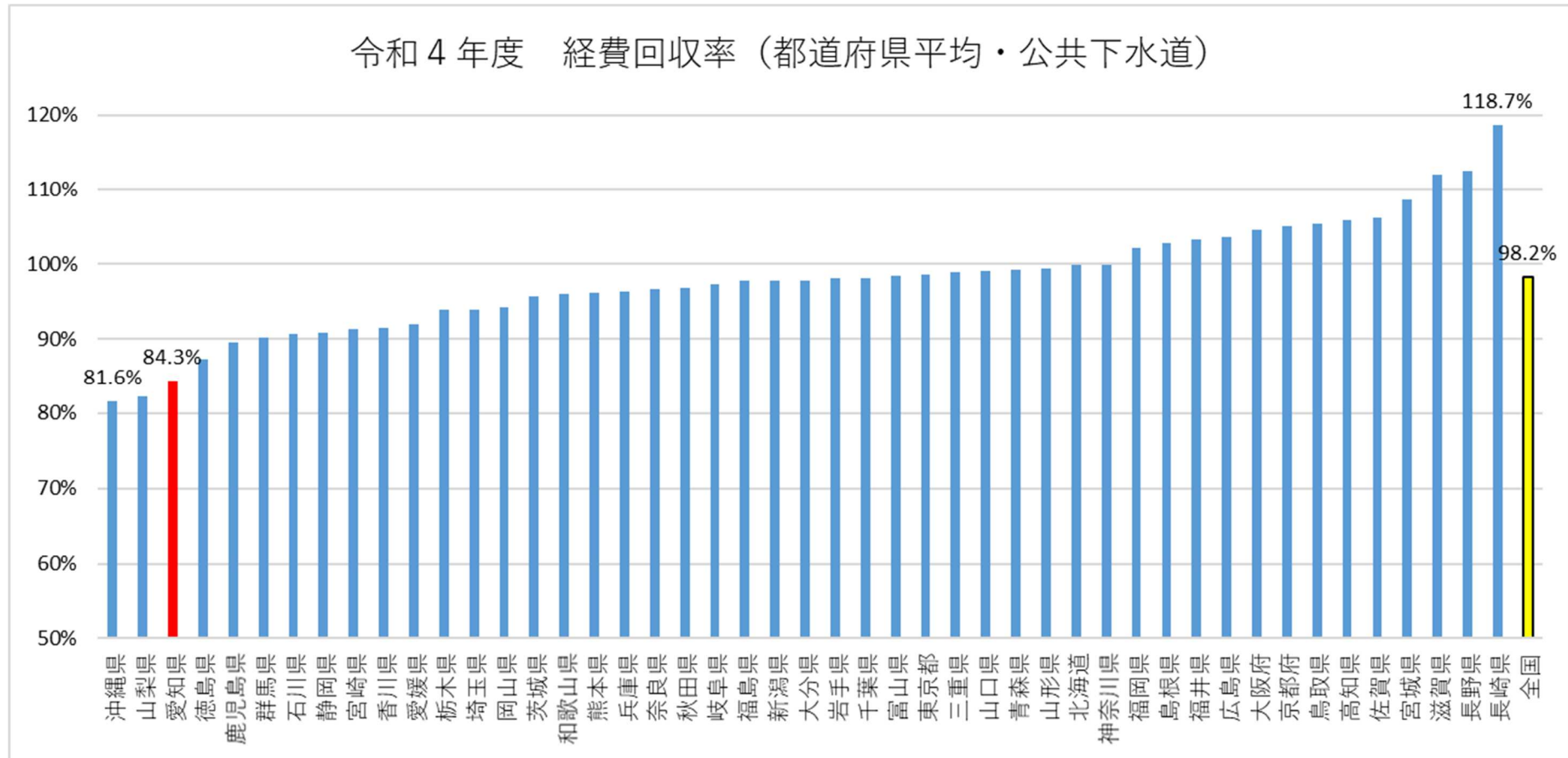
1 雨水処理に要する経費

- (1) 趣旨
雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。
- (2) 繰出しの基準
雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

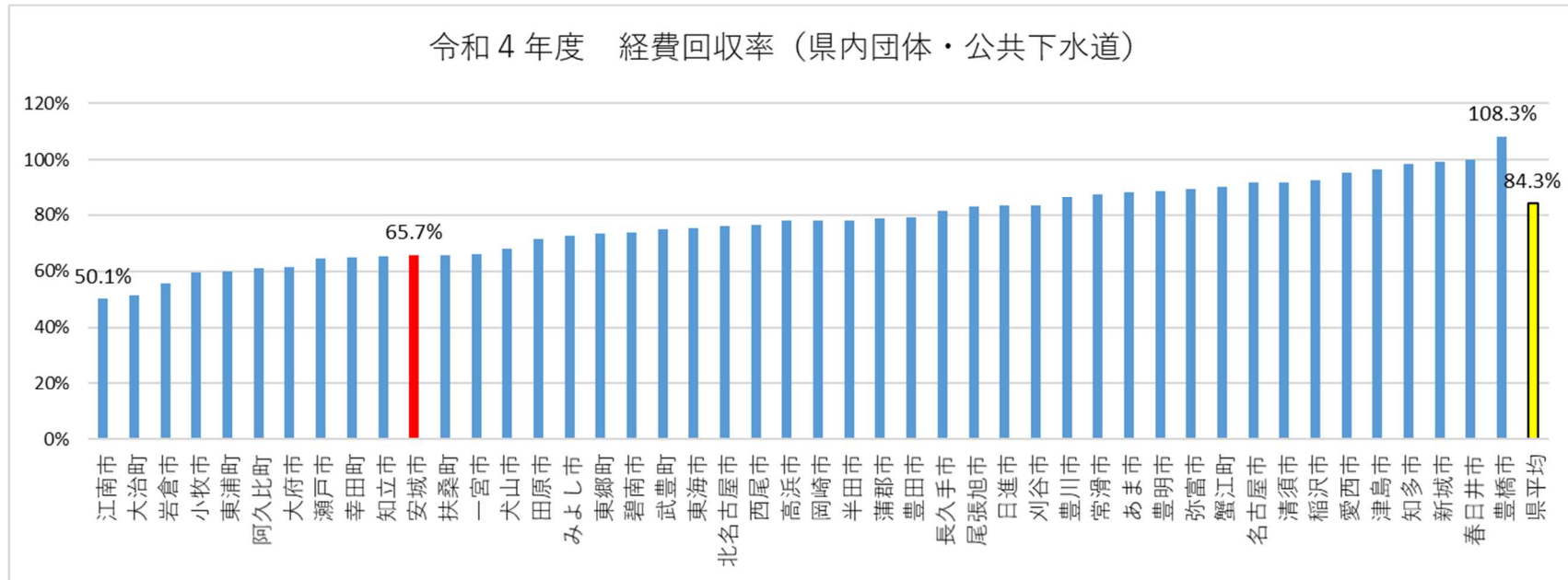
2 分流式下水道等に要する経費

- (1) 趣旨
分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。
- (2) 繰出しの基準
分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

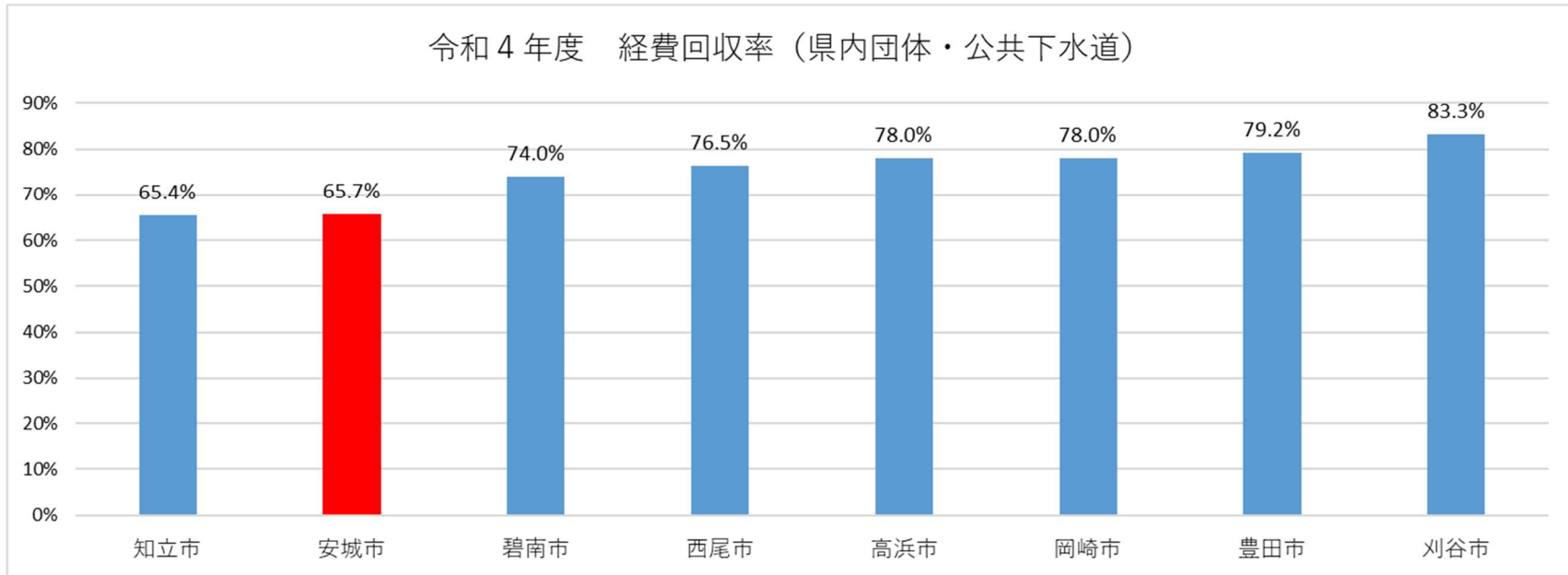
全国の状況



県内の状況



近隣市の状況



1. 経営戦略の投資・財政計画について

1.1 前回資料の補足

1.2 投資・財政計画

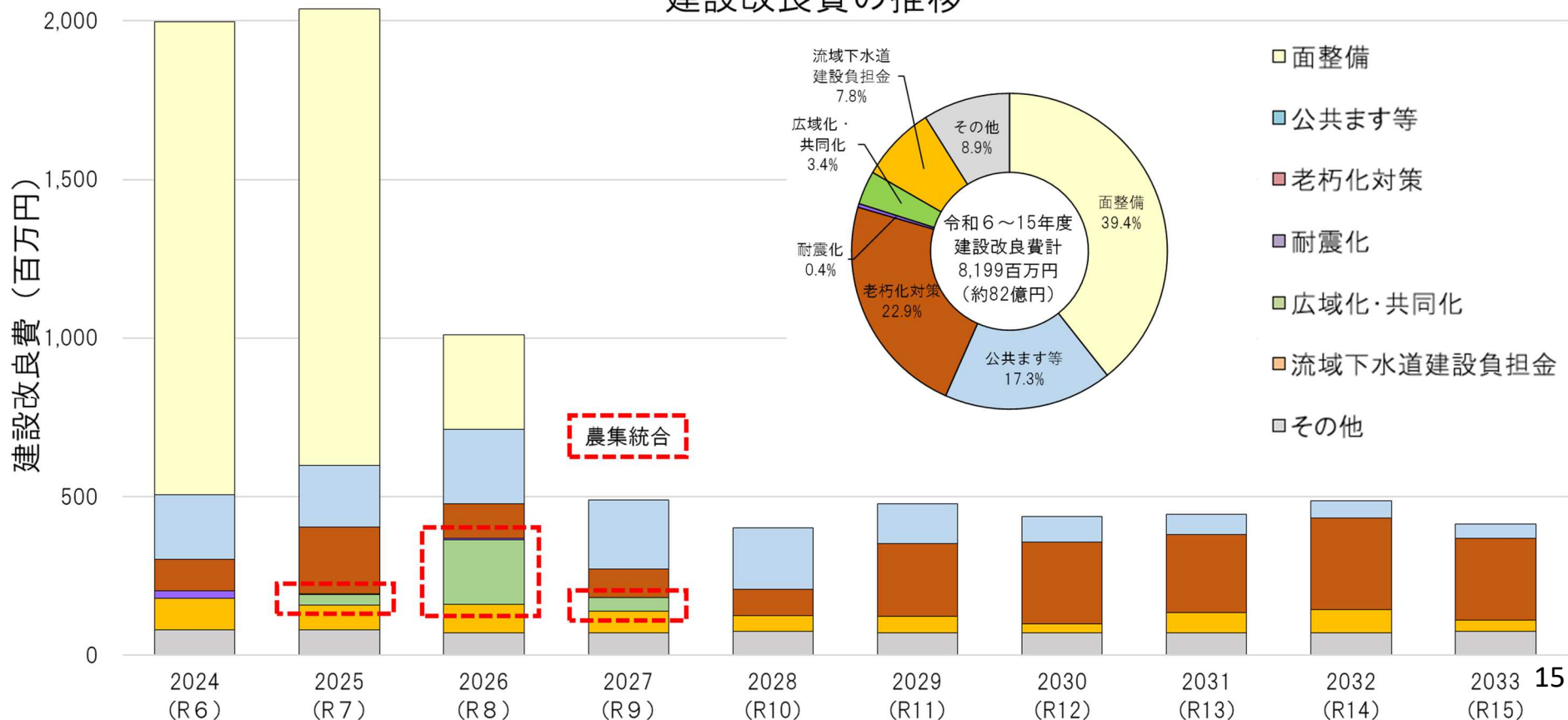
1.2 投資・財政計画

建設改良事業

主に以下の5つの工事・事業を進める

- ①面整備事業
- ②公共ます等設置工事
- ③老朽化施設の改築・更新工事
- ④耐震化事業
- ⑤広域化・共同化事業

建設改良費の推移

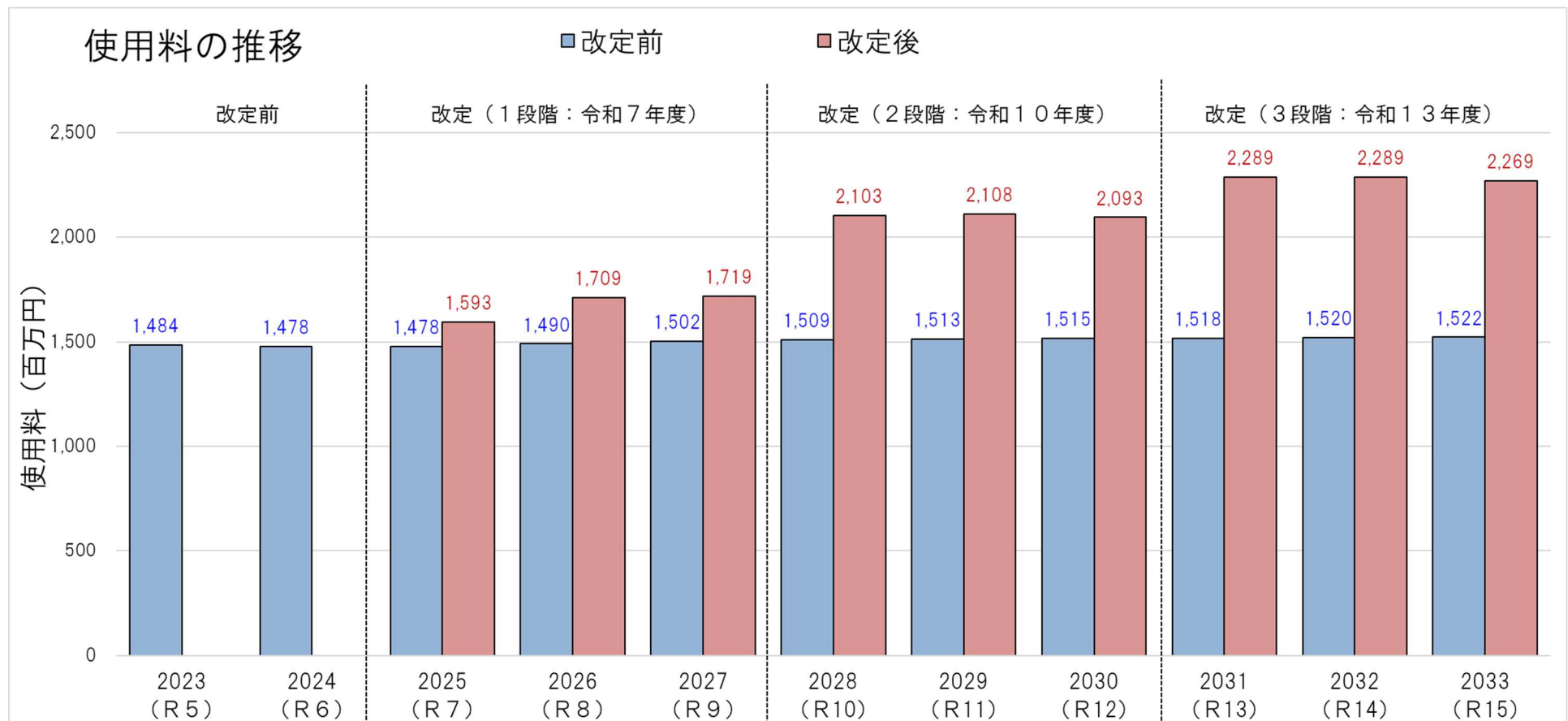


使用料の推移

第1段階(令和7年10月予定) → 改定前に比べ 約15%上昇

第2段階(令和10年4月予定) → 改定前に比べ 約40%上昇

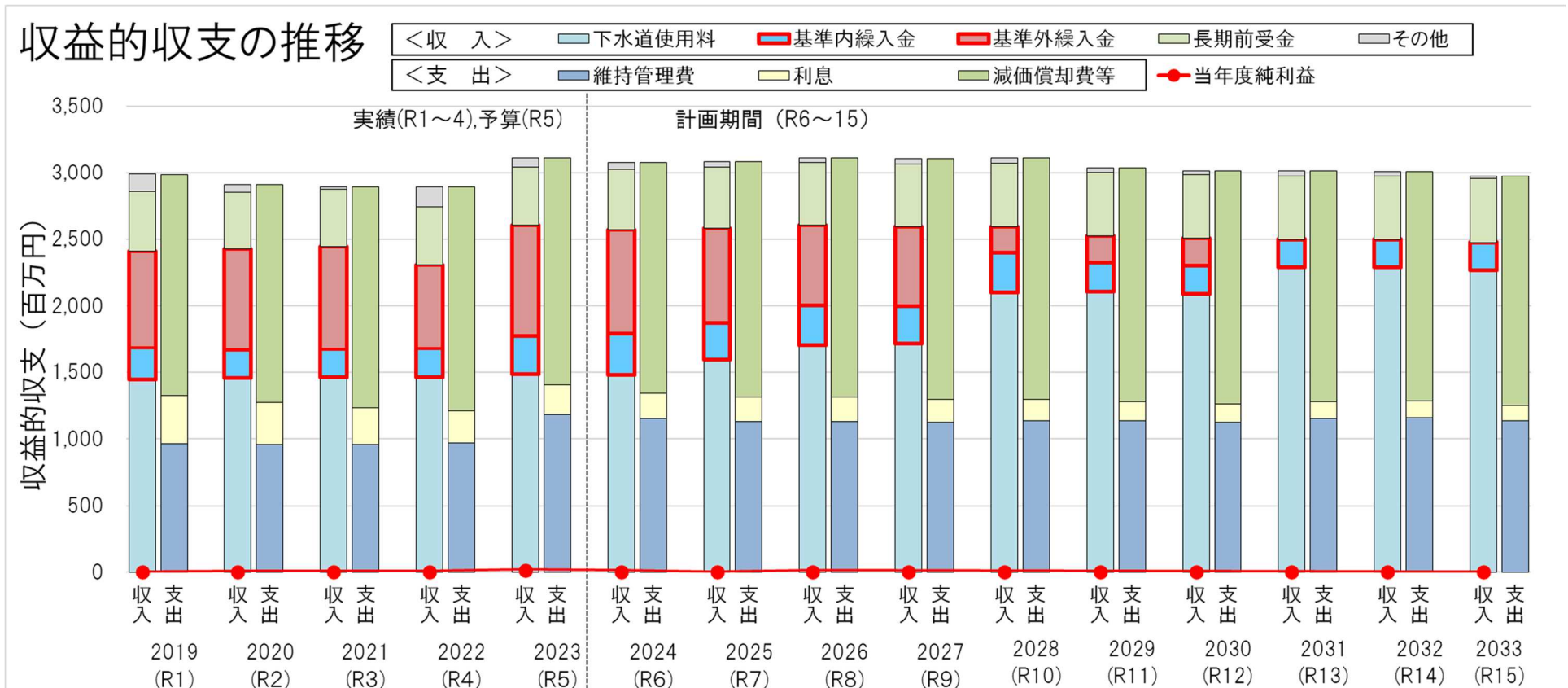
第3段階(令和13年4月予定) → 改定前に比べ 約50%上昇



収益的収支

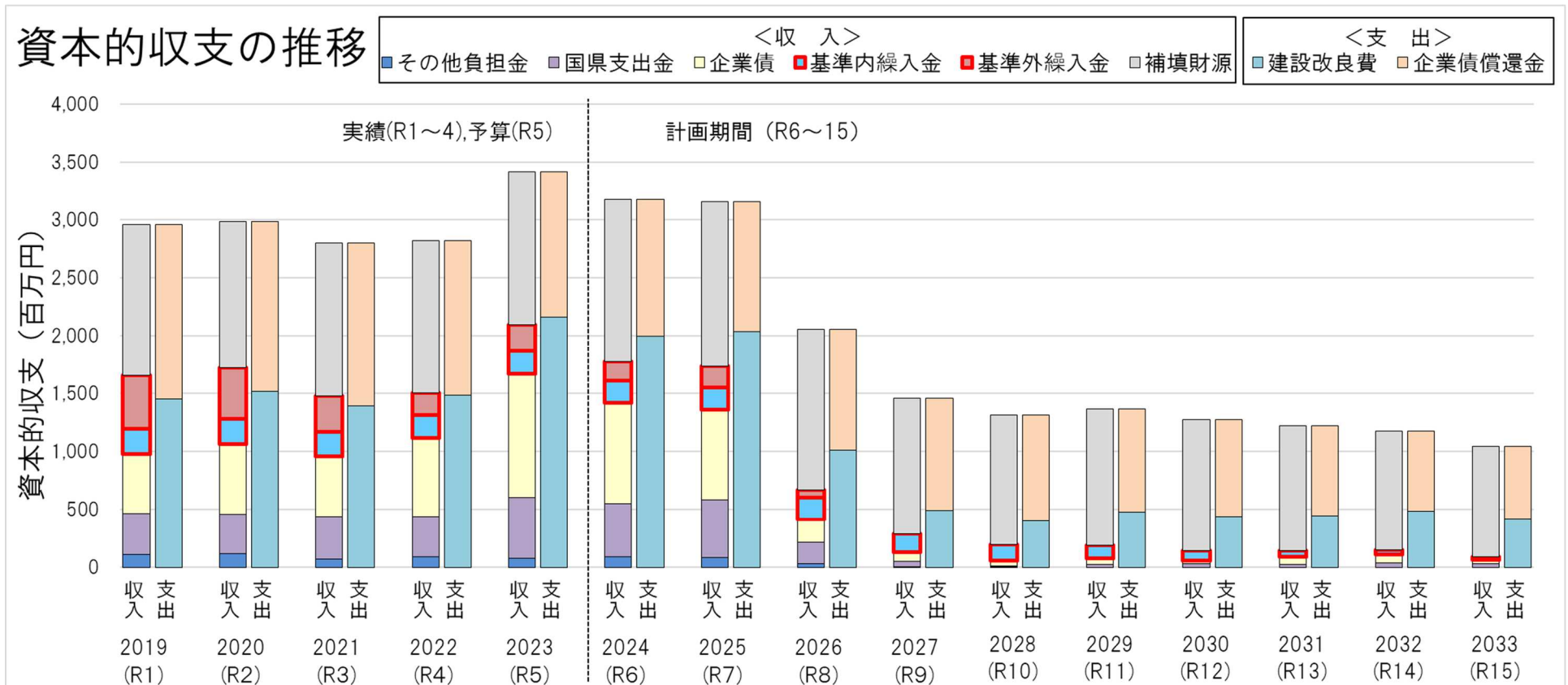
・現状は純損失が出ないよう、一般会計からの基準外繰入金で収支均衡を保っている。

→令和7年度以降、段階的に使用料改定を行うことで繰入金が減少していく見込み。



資本的収支

令和7年度で下水道整備が完了することから、令和8年度以降は新規布設建設改良費(普及促進)が縮小 → 老朽化施設の改築・更新工事や耐震化工事を進める

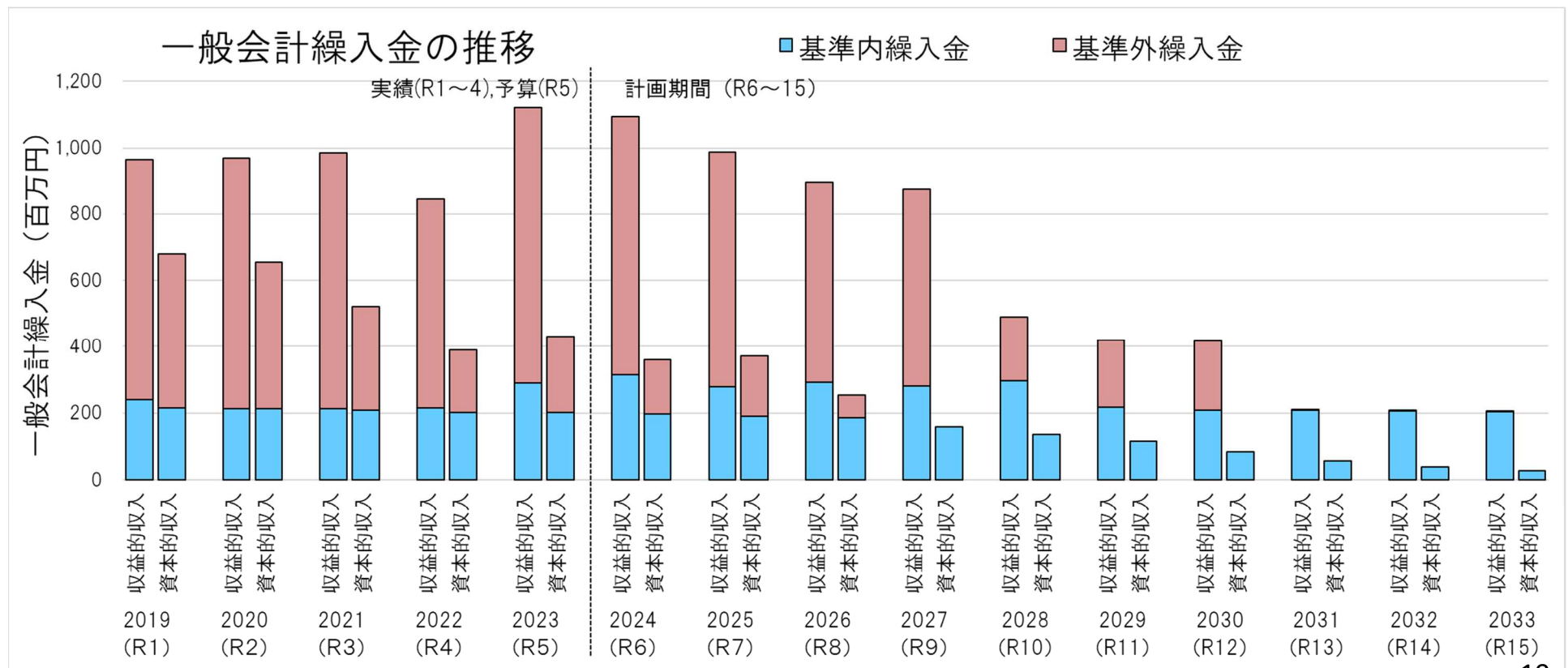


一般会計繰入金

収益的収入の一般会計繰入金のうち約7割が基準外繰入金（R元～4年度実績）

→ 収益的収入は令和7年度以降、段階的に使用料改定を行うことで基準外繰入金
が減少していく見込み。

→ 資本的収入は令和7年度の面整備事業完了に伴い基準外繰入金が減少していく
見込み



純損失の推移（基準外繰入金を繰入れない場合）

第1段階（令和7年10月予定）→ 改定前に比べ 約25%減少

第2段階（令和10年4月予定）→ 改定前に比べ 約75%減少

第3段階（令和13年4月予定）→ ほぼゼロとなる

